

第5回

中高生のための 憲法講座

考えよう。憲法は誰のために、何のためにあるの？

とき

2011年3月12日(土)
PM1:00 — PM4:30 (PM12:30集合)

●応募対象

中学3年生・高校生
※見学者の方は応募不要です。

●応募締切り

2011年3月4日(金) 必着

※応募者多数の場合には、先着順とさせていただきます。
結果につきましては、後日ご連絡させていただきます。

●応募方法

裏面の応募用紙に必要事項を記入の上、
下記宛てに郵便、FAXまたはメールでお送りください。

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7F

札幌弁護士会『中高生のための憲法講座』係

TEL 011-281-2428 FAX 011-281-4823

E-mail: kenpouinkai@satsuben.or.jp

ところ

札幌弁護士会館 5F

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館



これから大人になるみなさんへ。

近年、平和主義を謳った憲法を改正しようとする動きが活発化しています。

これまで第9条は、どのような役割を果たしてきたのでしょうか。

今後、どのような役割を担うべきなのでしょうか。

このゼミナールでは「憲法が誰のために、何のためにあるのか」ということを、

皆さんと若手弁護士とで、あらためて考えてみたいとおもいます。

ゼミナールの目的は、一定の結論を出すことではありません。

議論することを学んで欲しいと考えています。

事前準備はありませんし、

正解を求めるものでもありません。

みなさんの参加をお待ちしています。

ゼミナール参加者、見学者とも無料です。

※公開ゼミナールの生徒として参加を希望される中学生・高校生のみなさんは上記のとおり応募が必要です。見学者の方は、応募や予約は
ありません。直接会場にお越し下さい。

参加費
無料

「中高生のための 憲法講座」について

中高生のための憲法講座は、今年で5回目になります。

第1回目は、元津田塾大学教授で『世界がもし100人の村だったら』を監修したダグラス・ラミスさん、

第2回目は、室蘭工業大学准教授(憲法)の奥野恒久さん、

第3回目は、法学館憲法研究所所長の伊藤真さんを講師にお招きして、

憲法について中高生のみなさんと一緒に考えてきました。

第4回目は、中学校や高校で授業をしてきた弁護士達が講師となり、様々な事例を使って、

参加メンバーと一緒に憲法の意義・役割について考えました。

そして今回第5回目は、憲法第9条と平和主義について、若手弁護士と皆さんとで、議論したいと思います。

● 応募方法

裏面の応募用紙に必要な事項を記入の上、
下記宛てに郵便、FAXまたはメールでお送りください。

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7F

札幌弁護士会『中高生のための憲法講座』係

FAX 011-281-4823

E-mail: kenpouinkai@satsuben.or.jp

※応募者多数の場合には、先着順とさせていただきます。結果につきましては、後日ご連絡させていただきます。

✂ 切り取り

▼ 応募用紙

2011年3月4日(日)必着

フリガナ			
氏名		TEL	- -
住所	〒 □□□-□□□□		
学校名		学年	
この講座を何で 知りましたか？		